

**6月は「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》
～働くのは私！ 私自身を見てください～**

『あなたのお父さんやお母さんの出身地はどこですか。家族の職業を教えてください。』

『お父さん（お母さん）がいないようですが、どうされたのですか。』

『尊敬する人物を教えてください。』

就職の面接で、こんなことを聞いた、あるいは聞かれたことはありませんか。

面接でこのような質問をすることは、本人の責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

採用選考は、応募者の基本的人権を尊重するとともに、応募者本人の適性・能力に基づき、その人の資質や長所を見いだすことを通じて行う必要があります。

また、個人情報保護の観点から、応募者より提出された履歴書などの取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害しないようにしなければなりません。

このため、大阪府では、本年も6月を「就職差別撤廃月間」と定め、様々な啓発事業を行います。応募者の基本的人権を尊重し、就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆さんのご理解をお願いいたします。

【相談対応】

- 大阪府及び大阪労働局（ハローワーク）において、公正採用選考に関する相談を実施します。相談窓口はこちら



[問い合わせ先] 大阪府商工労働部雇用推進室 06-6210-9518